

京都市南部クリーンセンター

維持管理に関する計画書

その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理に関する計画書)

維持管理基準(施行規則第四条の五 第一項)	施 設 の 計 画 内 容
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・焼却施設のごみ供給量については、ごみクレーンで計量後、給じん装置で定量供給を行い、焼却炉への投入量を管理します。 ・破碎施設、破碎(切断)施設の処理量は、ごみ計量器で計測した搬入量と搬出量により把握し、処理能力を超えないように管理します。 ・バイオガス化施設のごみ供給量については、調整装置でメタン発酵槽への投入量を把握し、処理能力を超えないように管理します。
二 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次のとおりとする。	
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	・ごみクレーンにて、ピット内のごみを常時均一に混合します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りではない。	・燃焼室へのごみの投入は、ごみ自身によるマテリアルシールによって外気と遮断した状態で、燃焼室へ定量ずつ連続的に行います。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 8 0 0℃以上に保つこと。	・自動燃焼制御装置（ACC）により、燃焼室のガス温度を摂氏 8 0 0℃以上に保ちます。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が 1 0 パーセント以下になるように焼却すること。	・自動燃焼制御装置（ACC）により、焼却灰の熱しゃく減量が 1 0 パーセント以下となるように焼却します。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	・運転を開始する場合には、助燃バーナ及び再燃バーナを用いて炉温を速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	・運転を停止する場合には、助燃バーナ及び再燃バーナを用いて炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・焼却炉に設置した温度検出器により、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。

維持管理基準(施行規則第四条の五 第一項)	施 設 の 計 画 内 容
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	・ボイラ及びエコノマイザを設置し、ろ過式集じん器に流入する燃焼ガスを200℃以下まで冷却します。
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ記録すること。	・ろ過式集じん器入口に設置した温度検出器により、流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	・ボイラ及びエコノマイザにたい積したばいじんは、スートブロアで除去します。 ・ろ過式集じん器のろ布にたい積したばいじんは、パルスエアーによって払落し、底部に設置するコンベヤにより排出します。
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。	・自動燃焼制御装置（ACC）により、排ガス中の一酸化炭素の濃度（1時間平均値）が100万分の100以下となるように、ごみを安定的に焼却します。
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・煙突に設置した排ガス分析計により、一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録します。
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第2の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	・自動燃焼制御装置（ACC）によって排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるように制御し、かつ、ろ過式集じん器に流入するガス温度を200℃以下に冷却することにより、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるようにします。
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るもの）を6月に1回以上測定し、かつ、記録します。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・ろ過式集じん器、湿式ガス洗浄塔、活性炭吸着塔および脱硝反応塔を設置して排ガスを処理します。

維持管理基準(施行規則第四条の五 第一項)	施 設 の 計 画 内 容
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障がないようすること。	・排ガス洗浄に使用した水は、密閉循環させることにより、飛散及び流出を防止します。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。	・ばいじんを焼却灰と分離して排出し、ばいじん処理装置にて薬剤混練処理します。 ・焼却灰と処理ばいじんは、別々のピットに貯留します。
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度を、その融点以上に保つこと。	・該当なし(ばいじん又は焼却灰の溶融は行いません。)
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・該当なし(ばいじん又は焼却灰の焼成は行いません。)
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	・ばいじんの薬剤処理を行う場合には、ばいじん、薬剤及び水を混練機により、均一に混合します。
ナ 固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を構ずること。	・該当なし(固形燃料の受入れはありません。)
ラ 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。 (1) (2) (略)	・該当なし(固形燃料の搬入はありません。)
ム 搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	・該当なし(固形燃料の搬入はありません。)
ウ 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ラの規定の例による。	・該当なし(固形燃料の搬出はありません。)
エ 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	・該当なし(固形燃料の搬出はありません。)

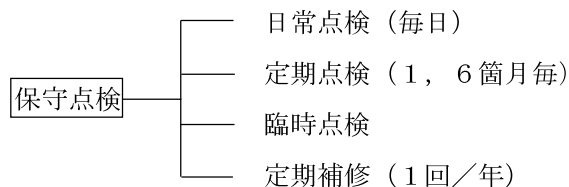
維持管理基準(施行規則第四条の五 第一項)	施 設 の 計 画 内 容
ノ 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	・該当なし（固形燃料の搬入はありません。）
オ 固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。 （１）～（３） （略）	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ク 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。 （１）～（３） （略）	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ヤ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合、（ケに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。 （１）（２） （略）	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
マ 第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ（３）の規定にかかわらず、次のとおりとする。 （１）～（５） （略）	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ケ 第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。 （１）～（６） （略）	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	・火災の発生を防止するために、ごみピットに火災検知器と放水銃を設置する他、消防法令に基づいて消火器その他の消防設備を備えます。
三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ、ロ （略）	・該当なし（ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設ではありません。）
四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	・該当なし（ばいじん又は焼却灰の処理施設ではありません。）
五 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気を調節すること。	・該当なし（高速堆肥化処理施設ではありません。）
六 破碎施設にあっては、次のとおりとする。	

維持管理基準(施行規則第四条の五 第一項)	施 設 の 計 画 内 容
イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	・破碎施設及び破碎(切断)施設では, 処理物受入れ時にプラットホームのダンピングボックス上で監視し, 破碎不適物を除去します。 ・破碎機への投入時は, 粗大ごみ投入コンベア上に設置するITVカメラにより, 常時監視します。
ロ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	・集じん設備を設け, 発生した粉じんを吸引して周辺への飛散を防止するとともに, 必要箇所には散水装置を設け, 適宜散水を行います。
七 ごみ運搬用パイプライン施設にあっては, 次のとおりとする。 イ,ロ (略)	・該当なし(ごみ運搬用パイプライン施設ではありません。)
八 選別施設にあっては, 選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	・選別設備は極力密閉構造とし, かつ集じん設備を設け, 発生した粉じんを吸引して周辺への飛散を防止します。
九 固形燃料化施設にあっては, 第二号ヨ及びフの規定の例によるほか, 次のとおりとする。 イ〜ル (略)	・該当なし(固形燃料化施設ではありません。)
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	・ごみの飛散を防止するために, ごみピットに貯留します。ごみピットは建屋内に設置され, 外部と仕切られたプラットホームからごみピットへごみを投入します。 ・悪臭の発散のおそれのあるごみピット内の空気は, 焼却炉運転時には燃焼用空気として吸引し炉に吹込み高温下にて脱臭されます。 ・焼却炉停止時には脱臭設備により悪臭を脱臭してから, 外部に排出します。 ・破碎施設及び破碎(切断)施設においては, 集じん設備を設け発生した粉じんを吸引して周囲への飛散を防止します。また, 粗大ごみピットおよび弾性ごみピットの臭気は, 脱臭装置にて吸着処理することにより漏洩を防止します。 ・バイオガス化施設においては, 悪臭発散のおそれのある機器を密閉構造にすることや機器内の空気を吸引して焼却ごみピットへ送ることなどで, 悪臭の発散を防止します。

維持管理基準(施行規則第四条の五 第一項)	施 設 の 計 画 内 容
十一 蚊，はえ等の発生の防止に努め，構内の清潔を保持すること。	・薬液噴霧装置を設置してごみピット内への殺虫剤噴霧を行うことにより，蚊，はえ等の発生防止に努めます。 ・プラットホーム，構内道路等に散水し，構内の清潔を保持します。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	・著しい騒音の発生する機器は，専用室に設置するか防音ラギング等の措置を行います。 ・また，振動についても，防振装置を設置するなどの必要な措置を行います。
十三 施設から排水を放流する場合は，その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	・焼却施設，破碎施設，破碎(切断)施設，およびバイオガス化施設の排水は，施設内にある排水処理設備で下水道受入基準以下まで処理した後，場内で再利用し余剰水は下水道放流します。。 ・生活排水・便所排水は下水道放流します。
十四 前各号のほか，施設の機能を維持するために必要な措置を講じ，定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	・施設の機能を維持させるために日常の保守点検，定期点検及び定期補修工事（オーバーホール）を実施します。 ・定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
十五 市町村は，その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	・当該施設の維持管理は，京都市が自ら行います。
十六 施設の維持管理に関する点検，検査その他の措置の記録を作成し，３年間保存すること。	・点検，検査を行った年月日及びその結果，点検の結果，施設の機能の維持に必要な措置を講じた年月日及びその内容について記録を作成し，３年間保存します。

維持管理計画書

この計画書は、本施設の能力を十分に発揮させ、安全に操業するための計画書です。
維持管理として、保守点検、定期点検および定期補修（オーバーホール）が必要で、その計画の基本的な考え方を示すものです。



1) 日常点検

目視による範囲とし、配管の漏洩，異常振動，騒音，発熱，水位及び計器類の監視によって異常の有無を確認するもので，損傷箇所は，速やかに補修を行う。

2) 定期点検

定期点検として，系列の切り替え（2系列以上ある場合），給油等により，目視範囲の他に，腐食，摩擦，灰のつまりなど日常点検の出来ない箇所の点検を行い，清掃及び補修を行う。

また，日常点検の記録をもとに定期点検を進め，定期点検をより完全なものとする。

3) 臨時点検

操業中に重大な異常が起こった場合，炉の運転を停止して，臨時に点検を行う。

本点検が発生しないよう，日常点検，定期点検，定期補修を適切に行う必要がある。

4) 定期補修

1回／年，施設を全停止して機器の点検，清掃および補修を行う。

その後1年間は正常運転が出来るようにするための補修とする。なお，定期補修の内容については，定期点検の記録をもとに，十分検討を行った上で決定する。

点検項目

施設の運転点検業務（総括）

1) 日常業務

主な業務	基準間隔	業務内容	業務目的及び留意点
運転	毎日	運転状態の監視	安定した運転，安全管理
日常の保守点検	1日2回	巡回点検，異常の処置	正常運転の確認，異常の早期発見と処置，安全点検
クレーン点検	毎日	法令に基づく日常点検	正常な状態の確認
運転記録	1時間毎	運転データの記録，事故及び処置の記録，報告	基礎データの蓄積，資料化及び異常データからの問題点発見と処置
施設内の清掃	毎日	施設内の清掃	作業環境の整備，美化
引継	交替時	運転状況，異常事項等の引継	全員に周知徹底及び重要事項の報告

2) 定期業務

主な業務	基準間隔	業務内容	業務目的及び留意点
焼却炉・ボイラ起動 操作	6 箇月	各機器の起動前点検 起動操作を行い安定 した状態とする。	円滑な起動のための 安全確認と処置。円滑 な炉・ボイラの立ち上 げ
炉内清掃	6 箇月	ストーカの異常, 摩耗 レンガの状態の確認	炉材の保全・機能維持
ボイラ点検	2 箇年 (中間年)	法令に基づく定期点 検 (自主点検)	機能維持 (機能維持)
給じん装置	1 箇年	各部の摩耗確認	機能維持
排ガス処理装置	6 箇月	装置内の灰付着, 堆積 灰の除去	機能維持
タービン発電機	4 箇年 (中間年)	法令に基づく定期点 検 (自主点検)	機能, 摩耗, 劣化等の 点検及び処置
灰出し装置	6 箇月	各部の摩耗	機能維持
通風設備	6 箇月	各部の摩耗	機能, 摩耗, 劣化等の 点検及び処置
給排水設備	1 箇年	タンク・ポンプ類の清 掃	機能維持
排水処理設備	1 箇年	水槽内部の点検清掃	機能維持
電気設備点検	2 箇月	機能及び異常の有無 点検整備	機能維持, 保全
クレーン及び圧力 容器点検	1 箇月, 1 箇年	法令に基づく定期点 検, 巡回点検, 異常の 処置	機能, 摩耗, 劣化等の 点検及び処置
給油	機器毎	潤滑油補給 (1 週間～6 箇月)	機能維持
分解点検整備	機器毎	機器毎の分解内部点 検整備	重故障の未然防止機 能維持
凍結対策	冬期	長期間休止時の配管 の水抜等	凍結事故の防止

3) 不定期業務

主な業務	基準間隔	業務内容	業務目的及び留意点
作動油交換	随時	作動油及び劣化潤滑油の交換	機器の保全, 機能維持
機器点検調整	随時	制御機器類の点検調整	許容範囲内への調整
部品交換	随時	消耗部品	機器の保全, 機能維持
薬品補給	随時	所要薬品の補給	運転維持と安全
修理	随時	故障部分の修理, 予備品との交換等	応急修理か本格修理の選択
塗装	随時	施設の塗装, 剥離部分の再塗装	予防保全とリフレッシュ化